

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市監査委員 上 杉 陽 一
同 竹 本 祐 子
同 若 林 真 一

令和5年度財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月3日から令和6年8月19日まで

3 審査の方法

- (1) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律及び関係法令に基づき適正に作成されているか、などに主眼を置き、松本市監査基準に準拠して審査を実施しました。
- (2) 市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類と照合するとともに、関係部局から説明を受けました。

4 審査の結果

上記のとおり審査した限り、重要な点において、審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、いずれも適正に作成されているものと認められました。

区 分	令和5年度	令和4年度	(参考)早期健全化基準
	%	%	%
実質赤字比率	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	16.25
実質公債費比率	3.6	3.4	25.0
将来負担比率	—	—	350.0

※ 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないこと、将来負担比率については、将来負担額より充当可能財源が多いことを示します。

5 附帯意見

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、前年度と同様黒字となっており、該当なしとなっています。

実質公債費比率については、単年度では増加し、指標となる3か年平均でも前年度比0.2ポイント増の3.6%となりました。これは、単年度で元利償還金の減を、災害復旧等に係る基準財政需要額の減が上回ったことによるものです。

将来負担比率については、将来の負担額よりも地方交付税で措置される見込み額や基金の現在高を合わせた額の方が多いことから、昨年度に引き続き該当なしとなっています。

以上のとおり健全化判断比率を構成する4つの項目は、いずれも良好な状態です。

今後は、市立病院の建設、市役所新庁舎の建設等大型公共施設の建設事業が計画されており、それに伴う市債の発行が見込まれますが、健全財政の堅持を念頭に計画行政の推進に努めてください。

また、財政状況が健全であることをわかりやすく公表し、市民への説明責任を果たしてください。